

神奈川県川崎競馬組合職員の育児休業等に関する条例

(平成12年4月1日条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合職員（神奈川県及び川崎市との間で協定した「派遣職員の取扱に関する協定書」に基づき派遣する職員、以下「職員」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。